

パブリックコメントの結果について

【意見募集の概要】

案件名	市街化調整区域における土地利用方針の改正（案） 権限移譲に伴う市街化調整区域の開発許可の方針（案）
募集期間	令和3年9月1日（水）～ 令和3年9月14日（火）
担当課	都市整備課

【集計結果】

意見提出人数	3人
意見数	5件

【意見及び検討結果等の一覧】

市街化調整区域における土地利用方針の改正（案）について		
No	意見	回答
1	「市街化調整区域の土地利用方針（案）について」の⑤海浜レクリエーションに資する施設とはどのようなものを想定しているのか。	海浜レクリエーションに資する施設は、白里海岸の観光地としての魅力を向上させる店舗、宿泊施設などの商業施設を想定しております。 今後、市街化調整区域の開発許可の基準を策定する際に、具体的な建築物の用途や規模などを検討してまいります。
2	自然豊かな小中池公園は付近にスマートインターも開通し、県外の方も利用しやすくなったが、公園前の直線道路は道幅も狭く、歩行者や自転車は危険と隣り合わせである。 そこで、大網駅から公園までの歩道やサイクリングロード整備と自然環境に配慮したスマートインターチェンジ周辺の土地活用を要望する。	大網白里市第6次総合計画の基本構想における土地利用基本方針では、小中池公園を含む圏央道スマートインターチェンジ周辺地域の長期的な整備方向について「自然環境の保全と地域資源の活用に努めるとともに、長期的な視点に立って土地利用の検討・展開を図る。」ことと定めています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画策定や行政運営の参考とさせていただきます。
権限移譲に伴う市街化調整区域の開発許可の方針（案）について		
No	意見	回答
1	市街化調整区域内にコインランドリーの開業ができるようにしてもらいたい。	市街化調整区域における土地利用方針の改正（案）④市内幹線道路沿道への生活利便施設については、日常生活に必要な店舗等を想定しております。いただいたご意見を踏まえ、都市計画法第34条第12号に基づく条例（案）において、市街化調整区域の開発許可の基準を策定する際に、具体的な建築物用途や規模などを検討してまいります。 また、都市計画法第34条第1号において規定される生活利便施設の店舗の運用基準につきましても、他自治体の状況を参考に検討してまいります。
2	今回は11号、12号に焦点を当てた条例だと思うが、千葉県中房総地域の中核として今後発展していくであろう大網白里市にとっては、コインランドリーはどんな地域においても住民の生活上必要性がある店舗として浸透している為、我孫子市のように日常生活に必要な店舗等の普通洗濯業（7811）にコインランドリーを明記すべきではないか。	
3	手軽に利用できるコンランドリーは、便利で雨の時期は非常に混んでいる。 また、動物病院やトリミングペットサロンの店舗数が少なく選択肢がないので、もっと身近にあればいいと思う。	